

厚生発0111第2号
令和6年1月11日

各都道府県知事 殿

厚生労働省健康・生活衛生局長
(公 印 省 略)

令和6年能登半島地震による災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について（通知）

標記災害により被害を受けた生活衛生関係業者等に対して、株式会社日本政策金融公庫における災害融資について特別の措置を講ずる閣議決定（別紙1）がされたので、下記事項にご留意の上、貴管下関係団体等への周知徹底方よろしくお願いします。

記

1 特別措置の対象とする者

令和6年能登半島地震による災害により被害を受けた中小企業者等であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたものであること。

2 特別措置の対象とする貸付金の限度額

1 貸付先当たり融資額のうち1,000万円（中小企業団体にあっては3,000万円）までとすること。

3 特別措置及び適用期間

令和6年1月1日から令和6年7月31日までに災害融資を受ける者について、その貸付後3年間の貸付利率の年率を、災害融資の貸付けの日における基準利率から0.9パーセントを控除した率を基本として設定するものであること。

4 被害証明手続

3で定める利率を受けるために必要な市町村等の証明は、別紙2により行うことができる。なお、証明は、災害融資を受けようとする者からの申請に基づき奥書により行うこととし、市町村等は、被害程度、事業用資産の価額、売上高等の把握のため必要と認めるときは、当該者に対し資料の提出を求めることとすること。

令和6年能登半島地震による災害により被害を受けた中小企業者等に対する災害融資に関する特別措置について

〔 令和6年1月11日
閣 議 決 定 〕

令和6年能登半島地震による災害により中小企業者及び中小企業団体（以下「中小企業者等」という。）が受けた被害は極めて甚大であり、これら被災中小企業者等の早急な立ち直りを支援する必要がある。

このため、特に被害の著しい中小企業者等に対する株式会社日本政策金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の災害融資については、特段の措置として、激甚災害の例及び最近の金融情勢に鑑み、下記により、貸付利率の年率を、災害融資の貸付けの日における基準利率から0.9パーセントを控除した率を基本として設定する。また、被災の状況を踏まえつつ、必要な措置は、引き続き検討を進める。

記

1 特別措置の対象とする者

令和6年能登半島地震による災害により災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）第一条第一項各号のいずれかに該当する被害が発生した市町村の区域に事業所を有する中小企業者等であって、事業所又は主要な事業用資産について、全壊、

流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる被害を受けた旨の証明を市町村長その他相当な機関から受けたもの

2 特別措置の対象とする貸付金の限度額

1 貸付先当たり融資額のうち1,000万円（中小企業団体にあっては3,000万円）まで

3 特別措置を適用する期間

令和6年1月1日から令和6年7月31日までに災害融資を受ける者について、貸付後3年間

令和6年能登半島地震による災害被害証明書

事業所名 _____
事業所所在地 _____
事業主 _____
事業種類 _____

被害状況

1. 事業所

全壊、流失、半壊、床上浸水、その他 ()

2. 主要な事業用資産

<資産名>	<被害状況>
①	全壊、流失、半壊、床上浸水、その他 ()
②	//
③	//
・	
・	

上記のとおり証明をお願い致します。

令和 年 月 日

事業主名

上記のとおり被害を受けたことを証明する。

令和 年 月 日

市町村長名

印